

令和6年10月

甲斐市臨時市議会議案

甲 斐 市

令和6年10月21日 提出

甲斐市長 保 坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
	専決処分の報告の件	4
報告第10号	和解及び損害賠償額の決定の件	5
同意第4号	教育委員会委員の任命の件	6
同意第5号	監査委員の選任の件	7
同意第6号	監査委員の選任の件	8
同意第7号	公平委員会委員の選任の件	9
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦の件	10

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

処分事項

報告第 10 号 和解及び損害賠償額の決定の件

和解及び損害賠償額の決定の件

道路施設の管理瑕疵による車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方



2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金 1 4 8, 0 7 1 円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和 6 年 9 月 2 7 日

4 専決処分をした理由

令和 6 年 6 月 2 3 日、市道富竹新田西八幡線、甲斐市篠原 1 9 1 6 番地 1 付近で発生した道路陥没に起因する車両損傷事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

同意第4号

教育委員会委員の任命の件

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 甲斐市中下条86番地33
- 2 氏 名 千野 国弘
- 3 生年月日 昭和36年11月7日

提案理由

教育委員会委員 中込 正久 氏の任期満了（令和6年11月2日）に伴う任命のためである。
これが、この案件を提出する理由である。

同意第 5 号

監査委員の選任の件

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 甲斐市篠原 1 8 5 5 番地 1 8
- 2 氏 名 小林 春男
- 3 生年月日 昭和 3 1 年 1 月 7 日

提案理由

監査委員 小林 春男 氏の任期満了(令和 6 年 1 1 月 2 日)に伴う選任のためである。
これが、この案件を提出する理由である。

同意第 6 号

監査委員の選任の件

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 甲斐市島上条 1 1 7 3 番地 1
- 2 氏 名 平賀 和久
- 3 生年月日 昭和 2 5 年 1 0 月 1 日

提案理由

監査委員 平賀 和久 氏の任期満了(令和 6 年 1 1 月 2 日)に伴う選任のためである。
これが、この案件を提出する理由である。

同意第7号

公平委員会委員の選任の件

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 甲斐市大下条892番地1
- 2 氏 名 坂本 太久己
- 3 生年月日 昭和32年2月26日

提案理由

公平委員会委員 長田 修 氏の任期満了（令和6年11月2日）に伴う選任のためである。
これが、この案件を提出する理由である。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦の件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

- 1 住 所 甲斐市大下条 8 4 番地 1
- 2 氏 名 保坂 晶子
- 3 生年月日 昭和 5 0 年 2 月 1 7 日

提案理由

人権擁護委員 齋藤 清美 氏の辞任（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴う推薦のためである。
これが、この案件を提出する理由である。